

佐々町「家族の日休暇」



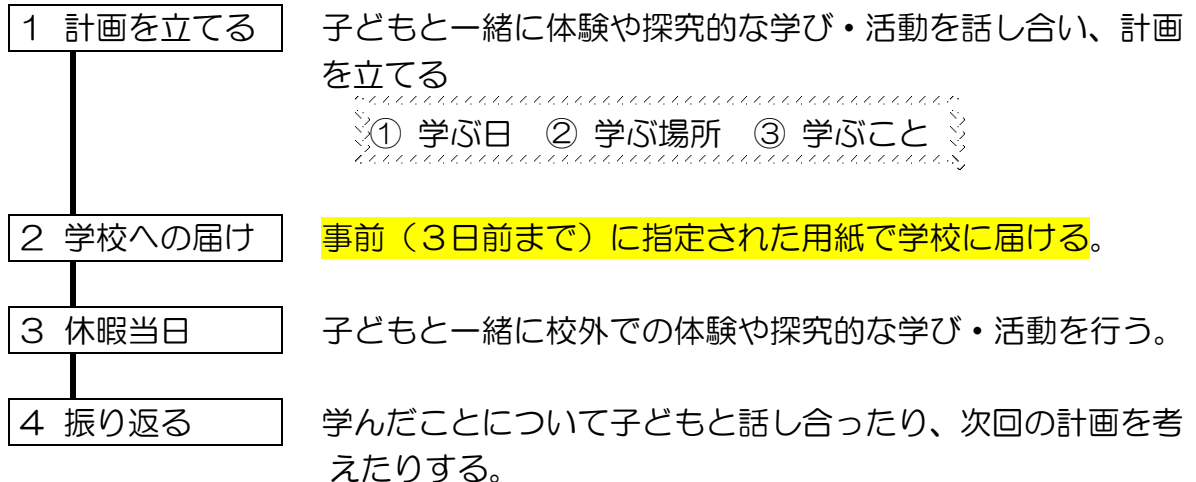
「家族の日休暇」とは

子どもたちが保護者とともに、校外での体験や探究的な学び・活動を、考え、企画し、実行することができる日です。

この日は、家族で行う自主学習活動として、欠席とはせず「出席停止等」と同じ扱いとします。

保護者の休暇に合わせて計画し、年度内に3日まで取ることができます。

「家族の日休暇」実施の流れ



「家族の日休暇」取得にあたって

○保護者が同行し一緒に活動する場合のみ取得できます。（保護者同伴でも、スポーツチームの試合や応援、合宿等の団体での活動は対象になりません。）

○家事手伝いは対象となりません。

○年度内に3日まで取得できます。

○事故等の場合学校の保険（独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金）は、適応されません。

○給食費の減額はいたしません。

○取得することによって受けられない授業について、特段の補充はいたしません。（授業に使ったプリント等は配布しますが、家庭で自習をしてください。）

○以下の期間は取得することはできません。

- ・入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式
- ・運動会、体育大会、文化祭、学習発表会
- ・修学旅行、野外活動などの宿泊学習
- ・中学校の定期テスト、職場体験学習
- ・全国・県・町学力検査

※全員参加を原則とする行事や活動については、各学校が判断します。

「家族の日休暇」活動の例

- 家族で一緒に過ごす時間です。
- 身近な場所にも「学びの種」はあふれています。また、家族と一緒に活動すると、新たな発見があるかもしれません。

史跡を巡る

先人の暮らしや考えを学ぶことは子どもの想像力や思考力を伸ばします。

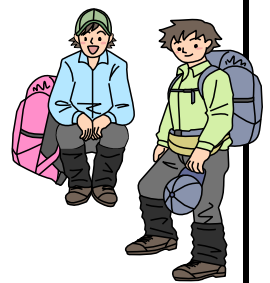
佐々町にも多くの史跡があります。巡ってみるのもいいものです。



自然に親しむ

親子で景色を味わい、空気を感じることは、子どもの五感に残る体験です。

古川岳登山もお薦めです。



家族旅行

家族旅行は家族の絆を深め、思い出をつくれます。

身近にも、知らなかった風景や発見があるものです。



文化芸術鑑賞

・体験

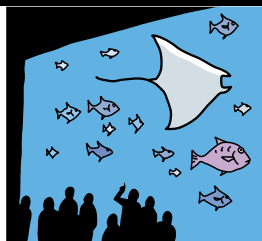
親子で美術館巡りや舞台鑑賞、親子でスッケチ等、親子で文化芸術に触れ、学ぶ機会をつくるのもいいものです。



博物館・水族館 科学館等

「百聞は一見にしかず」と言われます。

実物を見たり触れたりすることは、大切な学びとなります。



家族での学びは、「どこかに行く」ことだけでは、ありません。

家族で一緒に過ごす時間が大切です。

子どもの好奇心を育てる体験や探究的な学びの場を子どもとともに考え、実行してください。

佐々町「家族の日休暇」届け出用紙

「家族の日休暇」とは

子どもたちが保護者ともに、校外での体験や探究的な学び・活動を、考え、企画し、実行することができる日です。①家族と一緒にいる、②体験や探究的な学び・活動を行う日です。①②を満たす活動が対象となります。

この日は、家族で行う自主学習活動として、欠席とはせず「出席停止等」と同じ扱いとします。

保護者の休暇に合わせて計画し、年度内に3日まで取ることができます。

取得する前の確認事項

確認できたら口にチェックをしてください。

- ☐ 上記の「家族の日休暇」の意義について理解しました。
- ☐ 学校行事等で取得できない日に該当しないことを確認しました。
- ☐ 原則実施の3日前までに、この用紙を担任に提出します。
- ☐ 取得期間中の事故等については、保護者の責任で対応します。
- ☐ 給食の取扱いについて確認しました。
- ☐ 取得により、学校で受けられない授業の内容は、家庭で自習します。
- ☐ 今までに取った「家族の日休暇」は（ ）日です。

※年度内に取得できるのは、3日までです。

どのような「家族の日」ですか。

- 学 ぶ 日 : _____
- 学ぶ場所 : _____
- 一緒に活動する保護者等 _____
- 学ぶこと : _____

() 学校 () 年 () 組 () 番

保護者氏名 _____ 児童生徒氏名 _____

※保護者氏名は自署願います。

連絡先（保護者の携帯番号）

※担任が取得状況を実際に把握するために、兄弟が取得する場合は、それぞれに記載し提出してください。

※許可できない場合のみ保護者へ連絡します。

佐々町「家族の日休暇」のQ&A

Q1 どうして佐々町では、「家族の日休暇」をつくったのですか

A1 各種調査によれば、土曜・日曜に仕事をなさっている方が一定の割合おられ、休日に子どもと一緒に過ごすことが難しい家庭がります。そのようなご家庭でも、平日の保護者が休みの日に、子どもと一緒に学び、活動することができる日として「家族の日休暇」をつくりました。

ただし、大切な授業の代わりにの学びや活動ですので、家庭でよく話し合って計画してください。

Q2 「家族の日休暇」を連続して取ることができますか。また、残った日数は次年度に繰り越すことはできますか。

A2 連続して取得することはできますが、残った日数を次年度に繰り越すことはできません。

Q3 必ず保護者が同伴しなければいけないのですか

A3 事故等において責任を負える保護者が同伴が原則ですが、さまざまな状況もあると思われます。祖父母等の保護者に準じる家族が同伴する場合は学校にご相談ください。

ただし、保護者の責任において届け出をしてください。

Q4 急きょ休みが取れることになった場合、前日に届け出ることはできますか

A4 前日でも届け出は可能ですが、しっかりとした計画を立てた学習活動を行うために、早めの届け出をお願いします。

なお、当日の届け出は受け付けることはできません。

Q5 急きょ休みが取れなくなった場合は、取り消しができますか

A5 当日でも取り消しは可能です。確実に学校に連絡してください。

Q6 「家族の日休暇」は、どこかへ旅行に出かけてもよいのですか

A6 「体験や探究的な学び・活動」の要素があれば旅行に出かけることもできます。
その際、学びの内容を届け出用紙に記入してください。

Q7 「家族の日休暇」は、必ずどこかに行かなければならないのですか

A7 どこかへ出かけなくてもかまいません。
ただし、「家族の日休暇」の趣旨である家族と一緒にできる「体験や探究的な学び・活動」を計画してください。

Q8 午前か午後の半日の取得はできますか

A8 欠席とはせず「出席停止等」にできるのは、1日単位です。半日の場合は、その取扱いができません。遅刻又は早退の取扱いとなります。

Q9 どのような活動であれば「家族の日休暇」になるのですか

A9 「家族の日休暇」は、①家族と一緒にいる、②体験や探究的な学び・活動です。
①②を満たす活動が対象となります。